

# 国立大学法人東京医科歯科大学学生健康診断規則

平成25年10月1日  
規則第94号

## （趣旨）

第1条 この規則は、東京医科歯科大学が医療系大学であることを考慮し、本学の学生に対する健康診断及び事後措置等について定めるものとする。

## （実施機関）

第2条 健康診断は、学生支援・保健管理機構保健管理センター（以下「保健管理センター」という。）が行う。

## （健康診断の種類）

第3条 健康診断は、定期健康診断及び臨時健康診断とする。

2 定期健康診断は、毎学年定期に行うものとする。

3 臨時健康診断は、保健管理センター長が必要と認めたときに行うものとする。

## （受診の義務）

第4条 学生は、健康診断を受けなければならない。

2 やむを得ず健康診断を受けることが出来なかった場合、学生は保健管理センター長の定める期間内に、当該健康診断と同等の実施項目を含む健康診断証明書を保健管理センターに提出しなければならない。

3 前項の規定による健康診断証明書を提出できないときは、保健管理センター長に申し出て指示を受けなければならない。

## （健康診断の結果の区分及び通知）

第5条 保健管理センター長は、健康診断の結果を別表により区分し、学生に通知するものとする。

## （事後措置）

第6条 保健管理センター長は、健康診断の結果、疾病のため生活規正又は治療を要する者があるときは、学部長等と協議の上、当該学生の健康回復に必要な指導を行わなければならない。

2 健康診断の結果、疾病のある者は、前項の指導に従わなければならない。

## （復学時の受診）

第7条 疾病のため休学中の者が復学しようとするときは、学部等における審議の前に、学部長等を経て、保健管理センター長に申し出て、保健管理センターを受診しなければならない。

2 前項の受診の後、保健管理センター長は、学部等における審議の前に、学部長等へ意見書を提出するものとする。

## （証明書の発行）

第8条 第3条の健康診断を受けた者が、健康診断証明書を必要とするときは、これを発行することがある。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、学生に対する健康診断及び事後措置等に関し必要な事項は、保健管理センター長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

別表（第5条関係）

判 定 区 分	
異常なし	異常所見なし
経過観察	経過観察は必要だが、精査は不要と考える所見
要再検査	指定の日程内に再検査
要継続医療	医療機関受診中
センター受診勧奨	念のため精査が必要と考える所見